

2024年2月9日

各位

株式会社オリエンタルランド

従業員の賃金改定について

当社は、2024年4月1日より、従業員の働きがいの最大化を目指すための施策の一つとして、従業員の賃金改定（基準賃金の引き上げおよび時給改定）を決定しましたので、お知らせいたします。

当社グループでは、持続可能な社会への貢献と長期持続的な成長に向け、当社グループの提供価値である「ハピネス」を持続的に創造していくために、「2030年に目指す姿」を掲げています。この実現に向けて、ESGマテリアリティの一つに「従業員の幸福」を定め、「仕事のやりがい」の向上と、「働きやすさ」の整備を目指す取り組みを行うことで、当社グループで働くすべての従業員が働きがいを感じられること、そしてこれからも働きたい場所として選ばれ続けることを目指しています。

このほど当社は、昨年に引き続き、従業員の働く上での安心を確保し、一人ひとりがより活躍できるようにするため、人的資本への投資として、準社員（パート・アルバイト）を含む従業員に対し、従業員平均で約6%の基準賃金および基本時給の引き上げを行うことといたしました。

当社は、今後も従業員一丸となって、社会を含めた多くの人々のためにハピネスを創造し続け、事業の持続的な発展に取り組んでまいります。

■ 賃金改定の概要

- ・対象者：社員・テーマパークオペレーション社員・嘱託社員・出演者・準社員
- ・対象者数：約24,400人
- ・実施内容：対象者平均で約6%の基準賃金および基本時給の引き上げ
（例）準社員：基本時給を一律70円引き上げ（改定後の基本時給は1,210円～1,600円）
社員の初任給：2024年度新規学卒入社者より初任給を一律17,000円引き上げ
（改定後、大卒・大学院卒の社員の場合は、255,000円となる）

以上